

質 疑 回 答 書

業務名 令和8年度(総物)第8号
多賀町財務規則例規整備支援業務委託

令和8年8月21日

番号	質問	回答
1	仕様書中「2. 業務内容(2)選定した参考団体の規則との比較表作成 (3) 比較表の検討(追加・削除の条項の指示)」に関しまして規定内容の検討を委託者(町)が行い、比較表上で受託者に条文の指示をする、つまり内容検討、修正指示は町が行い、受託者は指示にもとづき条文として整える作業のみを行うことを想定していると解釈しましたが、よろしいでしょうか。 委託者(町)のみで比較表をもとに、適切な規程内容を判断することは、非常に難易度が高く手数がかかる業務と思われます。自治体の財務手続を熟知するアドバイザースタッフによる支援が必要ではないかと推察いたしますが、いかがでしょうか。	「2. 業務内容(3)比較表の検討(追加・削除の条項の指示)」の段階において、独立した「改廃指示そのものへの直接的な助言を行うアドバイザースタッフ」の関与を別途想定しているものではございません。 この段階では、多賀町が、現行の財務実務と必要性に基づき、新規の方針等(規定の要否や内容)を検討し、受託者へ指示を行います。これはあくまで町の基本的な方針を示すものです。 一方で、多賀町は、その後の「2. 業務内容(4)新財務規則(案)の作成及び内容精査・疑義照会」の工程において、受託者が有する法制執務に関する専門的知見が活用されることを想定しております。 受託者には、町の指示に基づき新規案を作成する際、法制執務の観点から内容を精査し、疑問点があれば「疑義照会」という形で専門的な見地からの意見を提示していただきます。これにより、実質的な専門的助言機能が発揮されるものと考えております。 また、「2. 業務内容(5)引用例規の抽出」における影響調査も、受託者の専門性による重要な補完機能となります。 このように、多賀町は、(3)での基本的な方針が、その後(4)、(5)における受託者の法制執務の見地からの支援を経て、最終的に質の高い財務規則が完成するものと考えているところです。
2	仕様書中、4その他(1)において、プライバシーマークの取得とありますが、『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)』を取得しておりますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。